



箕国連協第6号

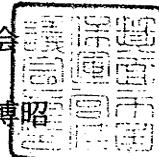
平成21年(2009年)2月19日

箕面市長 倉田 哲郎 様

箕面市国民健康保険運営協議会

会長

二石 博昭



「介護納付金賦課額の賦課限度額及び出産育児一時金」の改定に

伴う箕面市国民健康保険運営協議会の協議結果について（答申）

平成21年(2009年)2月19日付け、箕市国第565号をもって諮問がありました、「介護納付金賦課額の賦課限度額」について被保険者間の負担の公平及び中間所得層の負担軽減を図るため国民健康保険法施行令が改定されたことに関し、本市国民健康保険の「介護納付金賦課額の賦課限度額の改定」及び緊急の少子化対策により「出産育児一時金」の給付額が改定されることに関し、本市国民健康保険の「出産育児一時金の改定」について審議を行った結果、別紙協議結果調書のとおり決しましたので同調書を添えて答申します。

協議結果調書

協議年月日 平成21年(2009年)2月19日

| 協議事項 | 協議結果 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 介護納付金賦課額の賦課限度額の改定について | |
| (1) 介護納付金賦課額の賦課限度額の改定について 年額100,000円とする。 | 「妥当である」と判断する。 |
| 2 出産育児一時金の改定について | |
| (1) 出産育児一時金の改定について 39万円に加えて、産科医療補償制度等に加入している分娩機関で出産したときは、3万円を上限として加算する。 ただし、関係法令が改正された額とする。 | 「妥当である」と判断する。 |